

常務理事	事務長	担当者	No	

任意継続被保険者資格取得申請書

① 申請時 確認事項(内容をご確認の上、署名をしてください) 任意継続の申請にあたり、別紙「任意継続被保険者制度のご案内」を精読し、以下内容を了解した上で申請します。 任意継続被保険者資格が喪失する事由(健保法第 38 条) (1) 任意継続の被保険者期間が満了となったとき(資格取得日より 2 年) (2) 再就職して他健康保険の被保険者となったとき (3) 保険料が納付期日までに納付されないとき (初回は健保が定める日及び 2 回目以降は毎月 10 日<土日祝祭日の場合は翌営業日>) (4) 死亡したとき (5) 任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を当健保組合に申し出たとき (その申出が受理された日の属する月の翌月 1 日に資格を喪失する) (6) 後期高齢者医療の被保険者等となったとき 尚、コスモスイニシアグループ健康保険組合から保険料納入の連絡や督促が行われないことを承知して、申請者の責任において保険料の納入を行います。 万一納付期日までに保険料を納入せずに資格喪失になっても異議申し立ていたしません。 また、コスモスイニシアグループ健康保険組合から資格喪失後の受診に係る医療費等の請求があった場合は速やかに納入いたします。 年 月 日 署名	②被保険者証 No (在職時の保険証)	記号	番号							
	③資格喪失年月日 (退職日の翌日)	令和 年 月 日								
	④退職した会社名									
	⑤被保険者氏名	フリガナ								
	⑥生年月日	昭和 平成 令和	年 月 日	歳						
	⑦住所	フリガナ								
		〒								
	⑧電話番号									
	⑨メール アドレス									
⑩保険料納付方法 ※いずれか選択	毎月払 ・ 半期前納 ・ 全期前納									
	⑪保険給付金 振込銀行 (本人名義)	銀行		支店						
		口座番号	普通							
		口座名義	フリガナ							

【注意事項】

- 太枠内の①～⑪全てご記入ください。
- ※ ①の署名欄は無記入の場合、別途書類をご提出いただきます。
- ※ ⑩は別紙「任意継続被保険者制度のご案内」を確認のうえ、いずれかを選択してください。
- ※ ⑪は一部負担還元金、家族療養付加金などがあつた場合、お振込みする口座です。
保険料引落しの口座ではありません。
- 在籍時に扶養していた家族を引き続き扶養したい場合は、再審査となりますので、「被扶養者届(異動届)」「被扶養者 状況届」及び各種証明書類の提出が必要です。
- 健保到着が退職後 20 日を過ぎた場合はこの申請書を受付できません。
この申請書を受理後に健保より、保険料のご案内を郵送いたします。
万が一通知が届かない場合は、健保までご連絡ください。
- 指定の納入期限に 1 日でも遅れますと、任意継続の資格はなくなります。

※ 本書に記入していただいた個人情報については適切に取り扱い、目的外には利用しません。

任意継続被保険者制度のご案内

■任意継続被保険者制度とは

任意継続被保険者制度は、会社を退職した方が再就職して次の健康保険組合等に被保険者として再加入するまでの暫定的な処置として設けられているものです。

任意継続被保険者に加入されると、ご在職時と同様にコスモスイニシアグループ健保の各種制度を受けることができます。

※国保への加入や、家族の扶養に入ることが明らかな場合は、任意継続保険の申請をしないようお願いいたします。

■加入できる資格（下記要件をいずれも満たすこと）

- ・資格喪失日前日（＝退職日）までの被保険者期間が継続して2ヶ月以上ある方。
- ・資格喪失日から 20 日以内に任意継続被保険者申請を提出（FAX 不可）された方。

■加入できる期間

2 年間

■申請方法

「任意継続被保険者資格取得申請書」に必要事項を記入し、退職後 20 日以内にコスモスイニシアグループ健保まで提出してください。（FAX 不可）

※期限までに申請書の提出がない場合は、加入はできませんのでご注意ください。

※申請書は会社の社会保険担当よりおとり寄せてください。

■健康保険料（一般保険料・介護保険料）

会社に在職中は会社が健康保険料の一部を負担していましたが、任意継続被保険者の保険料は全額自己負担となります。40 歳～64 歳の方および 40 歳～64 歳の被扶養者を有する方は、介護保険料も納入していただきます。

※ひと月の保険料の計算方法

→退職時の標準報酬月額または全被保険者の平均標準報酬月額の低い方×（健康保険料率＋介護保険料率）

■健康保険料（一般保険料・介護保険料）の納入方法

資格取得月の保険料は月払いになります。2 ヶ月目以降は、全期前納（年払）・半期前納（半年払）・毎月払から選択することができます。全期または半期前納の場合、保険料の割引が適用されます。

申請書⑩欄に希望する納付方法をご記入ください。

保険料は「＜参考＞任意継続被保険者前納保険料早見表」にてご確認ください。

納入方法	内容
毎月払（月払）	1 ヶ月分を毎月 10 日に郵便局より引落す方法（手数料不要） ※10 日が土日祝の場合は翌営業日の引落し ※最寄りの郵便局で自動払込利用申込手続きを行う必要があります
全期前納（年払）	1 年分を前もって銀行に納める方法（手数料は本人負担） ※1 年間分（4 月～3 月分）を一括で納付していただきます。 ※資格取得月内に 1 年間分を一括で納付いただく必要があります。 ※割引：約 2%程度
半期前納（半年払）	半年分を前もって銀行に納める方法（手数料は本人負担） ※半年分（4 月～9 月分、10 月～3 月分）を一括で納付していただきます。 ※資格取得月内に半年分を一括で納付いただく必要があります。 ※割引：約 1%程度

※途中で納付方法を変更することはできません。

※全期または半期前納を希望された場合でも、資格取得月内に前納分が納付できない場合は、月払となりますのでご注意ください。

※年度の途中で任意継続資格を取得された場合は、全期前納は直近の 3 月分まで、半期前納は直近の 9 月または 3 月分までを一括で納付していただきます。

※指定の納入期限に 1 日でも遅れますと、任意継続の資格はなくなります。

■家族を扶養にする場合の手続き

ご在職時に扶養していた家族を引き続き扶養したい場合は、再審査になりますので「被扶養者届（異動届）」「被扶養者状況届」に必要事項を記入し、各種証明書類を添付の上「任意継続被保険者資格取得申請書」とあわせて期限までに提出してください。在職時に扶養していた場合でも、状況に応じて扶養認定できない場合がありますのでご了承ください。

※任意継続時に新たに扶養に入れることは基本的にはできません。詳細は健保任意継続担当宛までお問合せください。

※申請書はコスモスイニシアグループ健保ホームページより取得できます。

■申請後、被保険者証を受け取るまでのスケジュール（ご退職後約 3 週間前後かかります）

申請書を期限内に受理し、在職中の被保険者資格喪失の届出が会社より提出され次第、保険料納付のご案内と健康保険被保険者証を簡易書留にてご自宅へ送付いたします。

※期限までに保険料の振込がない場合は任意継続に加入することができなくなりますので、十分ご注意ください。

※被保険者証を受け取る間に医療機関にかかる場合は、医療機関に「任意継続保険の申請中である」旨を申し出て医療機関の指示に従ってください。医療費の全額を立て替えられた場合は、コスモスイニシアグループ健保へ申請いただくことで健保負担分を返金いたします。申請時に領収書と診療報酬明細書の添付が必要となりますので、必ず医療機関から受け取り、紛失しないようご注意ください。

■申請書の提出および問い合わせ先

〒108-0014 東京都港区芝 5-34-6

コスモスイニシアグループ健康保険組合 TEL. 03-5444-3751

< 参考 > 任意継続被保険者前納保険料早見表

現在の保険料率を元に試算した 1 ヶ月分・6 ヶ月分・12 ヶ月分割引適用となった場合の概算保険料を掲載しています。参考までにご確認ください。なお、前納割引の適用は、任意継続資格取得月の翌月分からとなります。

保険料率 (/1000)	健康	介護(40～64 歳)	合計
	85.000	18.000	103.000

標準報酬月額	前納期間	毎月払 ※割引なし	半期前納(6 ヶ月分) ※割引適用	全期前納(12 ヶ月分) ※割引適用
200,000	健康＋介護	20,600 円	122,195 円	242,017 円
	健康保険料	17,000 円	100,841 円	199,723 円
	介護保険料	3,600 円	21,354 円	42,294 円
220,000	健康＋介護	22,660 円	134,415 円	266,220 円
	健康保険料	18,700 円	110,925 円	219,696 円
	介護保険料	3,960 円	23,490 円	46,524 円
240,000	健康＋介護	24,720 円	146,633 円	290,421 円
	健康保険料	20,400 円	121,008 円	239,668 円
	介護保険料	4,320 円	25,625 円	50,753 円
260,000	健康＋介護	26,780 円	158,853 円	314,622 円
	健康保険料	22,100 円	131,092 円	259,640 円
	介護保険料	4,680 円	27,761 円	54,982 円
280,000	健康＋介護	28,840 円	171,073 円	338,825 円
	健康保険料	23,800 円	141,177 円	279,613 円
	介護保険料	5,040 円	29,896 円	59,212 円
300,000	健康＋介護	30,900 円	183,292 円	363,026 円
	健康保険料	25,500 円	151,261 円	299,585 円
	介護保険料	5,400 円	32,031 円	63,441 円
320,000	健康＋介護	32,960 円	195,512 円	387,229 円
	健康保険料	27,200 円	161,345 円	319,558 円
	介護保険料	5,760 円	34,167 円	67,671 円
340,000	健康＋介護	35,020 円	207,731 円	411,430 円
	健康保険料	28,900 円	171,429 円	339,530 円
	介護保険料	6,120 円	36,302 円	71,900 円
360,000	健康＋介護	37,080 円	219,952 円	435,633 円
	健康保険料	30,600 円	181,514 円	359,503 円
	介護保険料	6,480 円	38,438 円	76,130 円
380,000	健康＋介護	39,140 円	232,171 円	459,834 円
	健康保険料	32,300 円	191,598 円	379,475 円
	介護保険料	6,840 円	40,573 円	80,359 円
410,000	健康＋介護	42,230 円	250,501 円	496,137 円
	健康保険料	34,850 円	206,724 円	409,434 円
	介護保険料	7,380 円	43,777 円	86,703 円

※端数処理により、実際の保険料額と若干異なることがあります。